

令和4年度京都府〔主任〕介護支援専門員研修開催要綱

(1)趣 旨

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について(平成29年5月18日付 老発0518第6号)に基づき実施します。

(2)主 催 京都市

(3)実施団体 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

(4)受講対象者

次の全てに該当し、かつ研修の全日程(12日間)にオンラインで参加できる方

- ① 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践出来ていると認められる方
※申込時にケアマネジメントの実践内容が確認できる計画書(写)等の提出が必要です。
- ② 京都府に介護支援専門員として登録をしている方
- ③ 現在、介護支援専門員として実務に従事している方(非常勤は除く)
- ④ 専門研修〔課程Ⅰ〕(または平成15年～17年度の介護支援専門員現任研修基礎研修〔課程Ⅰ〕もしくは〔課程Ⅱ〕)を修了している方
- ⑤ 専門研修〔課程Ⅱ〕を修了している方
- ⑥ 次の区分①から区分④までのいずれかに該当している方

※詳細は[主任介護支援専門員研修FAQ](#)を確認してください。

区分①	専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上ある方(居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定可能)
区分②	ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方、または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上ある方(居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定可能)
区分③	介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずるものとして、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、現に地域包括支援センターに配置されている方
区分④	専任・兼任を問わず介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上あり、京都府または市町村が実施した介護支援専門員を対象とする研修において、平成29年度以降に講師・演習指導を担当したことがある方

※ 本研修は主任資格が無い方が新たに主任資格を得るための研修です。主任資格がある方は受講することができません。なお、**本来の主任の有効期間満了日が令和2年2月25日から令和6年3月31日まで(特例措置の対象)の方については、本研修ではなく〔主任更新〕研修を受講してください。**(特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。)

※ 本研修は定員を超過する申込みがある場合、次の方を優先します。定員の関係上、受講できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ◎現在、居宅介護支援事業所において管理者として勤務する介護支援専門員
- ◎地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員として配属予定の介護支援専門員
- ◎特定事業所加算の届出予定事業所に勤務する介護支援専門員のうち1名

(5) 受講条件について

受講決定後であっても、次の条件を全て満たせない場合は研修を受講することができません。

① **オンライン研修で受講可能なこと**

カメラ・マイク・スピーカーが使えるパソコンを使用し Zoom 等でリアルタイム通信ができる環境と、研修の資料等をダウンロードして事前に印刷できる環境が必要です。詳細は、別紙「法定研修におけるオンライン研修(Zoom)について」を確認してください。

② 研修記録シートの提出

研修記録シートを受講前・受講直後・受講 3 ヶ月後の 3 回、指定の期限までに提出が必要です。研修記録シートは所定の様式(Excel データ)に入力をして、メールで提出する必要があります。

③ 事前課題の提出

詳細は受講決定通知書(受講票)で確認してください。

(6) 研修について

- ① 日 程 令和 4 年 6 月 22 日(水)から令和 5 年 2 月 18 日(土)
- ② 受講方法 オンライン
- ③ 定 員 120 名(2 コース)
- ④ 研修内容 12 日間 70 時間

研修科目		時間数	日数
前期	主任介護支援専門員の役割と視点	5 時間	5 日
	人材育成及び業務管理	3 時間	
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2 時間	
	ターミナルケア	3 時間	
	運営管理におけるリスクマネジメント	3 時間	
	地域援助技術	6 時間	
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	6 時間	
中期	対人援助者監督指導	18時間	3日
後期	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24時間	4日
合計		70 時間	12 日

(7) 受講料

支払い方法等、詳しくは受講決定通知書(受講票)にてお知らせいたします。

① 受講料 45,080 円

- ・次のいずれかに該当する方は、地域医療介護総合確保基金を活用し 32,880 円に減免されます。
 - * 京都府登録の方
 - * 登録地にかかわらず、京都府内の事業所において介護支援専門員として勤務されている方

② テキスト代 4,400 円(税込)

- ・受講に際し、テキストを購入いただきます。

(8) 申込について

① 申込方法

当会ホームページの〔主任〕研修情報に、申込受付期間中にリンクをしている【申込フォーム】から申込みをしてください。⇒<http://www.kyotocm.jp/download/r04cmsv/>

【申込受付期間】 **令和4年4月1日（金）～令和4年4月27日（水）23：59**

② 次の提出書類(ア)～(カ)を事務局に送付してください。

【提出期限】 **令和4年5月6日（金）必着**

①【web 申込】の後に必要な提出書類を送付してください。書類が受理された時点で受付完了となります。【提出期限】までに書類の提出が難しい場合は、必ず事前に連絡をしてください。

※提出書類に不備がある場合は再提出が必要となります。

※【提出期限】を過ぎての提出(再提出)は受付ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(ア) 〔主任〕実務経験証明書

※現在の就業先の実務経験証明書を含む 60 ヶ月以上の実務経験証明書

(現在の就業先以外の実務経験で 60 ヶ月以上の経験がある場合でも、現任確認のため現在の就業先の実務経験証明書が必須)

※実務経験証明書に不備がある場合は、受付ができません。必ず「**介護支援専門員研修 FAQ**」と「**実務経験証明書の【記入方法】【証明期間記入例】**」を確認のうえ、不備の無いよう作成してください。

(イ) 介護支援専門員証（顔写真貼付のカード）の写し

※拡大縮小などの変倍をせず(原寸)、A4 サイズの用紙に印刷してください。切り取り厳禁。

(ウ) 専門研修〔課程Ⅰ〕修了証書の写し

※平成 15 年～17 年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰもしくは課程Ⅱを京都府で修了している場合は不要。受講申込書備考欄に「平成〇年基礎研修受講」と記入してください。

(エ) 専門研修〔課程Ⅱ〕修了証書の写し

(オ) (4) 受講対象者①に該当するかを確認するために、申込者自身が実践しているケアマネジメントの内容を確認できる計画書(写)

1. 現在、申込者自身が担当している利用者の計画書等の写し

<居宅>居宅サービス計画書(1)(2)と、週間サービス計画書

<施設>施設サービス計画書(1)(2)と、週間サービス計画書もしくは日課計画表

<予防>介護予防サービス・支援計画書等

※書式の指定はありません。実際の計画書等の写しを提出してください。ただし、書類に含まれる 個人情報(氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの)については、自身が勤務する事業所以外の固有名詞(他事業所名、施設名等を含む)全てを秘匿して提出してください。

※計画書の提出にあたっては、必ず利用者及び事業所管理者の承諾を得てください。

2. 1.の計画書の内容を自己点検した「ケアプラン点検表」

ケアプラン点検表は下記 URL からダウンロードをしてください。

<http://www.kyotocm.jp/download/r04cmsv/>

※ケアプラン点検表は、「居宅」「介護予防」「施設」の内、ご自身が作成した(オ)1.に該当する点検表を使用してください。

※自己点検した結果、全体的に D 評価が目立ち、利用者の自立支援に資するケアマネジメントとは言い難い場合、(4)受講対象者①に該当しないと判断される場合があります。

※自己点検を行い、不備に気がついた場合においては、計画書及び点検表の内容を加筆修正した上で、ご提出ください。

(オ) 当会ホームページ上で受講決定者として介護支援専門員登録番号を掲載しているにもかかわらず、受講決定者の掲載日から1週間経過しても「受講決定通知書(受講票)」が届かない場合は、事務局まで問い合わせをしてください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

③ 研修受講について

(ア) 受講態度

- ・講師の話や、受講者同士のディスカッションなどは聴く姿勢をおろそかにせず、他者の意見を尊重し、グループワークには積極的に参加してください。
- ・居眠り、演習をしない等研修を受講していると判断できない態度や、暴言等、受講態度に問題があると判断され、それらを講師からの注意を受け入れない場合は、受講中であっても退室していただく場合があります。

(イ) 受講環境

- ・専門職の資格にかかわる研修であることを意識し、研修の妨げとなる雑音が入らないか、余計なものが映っていないか等に留意するなど、周囲の環境を整えてください。

④ 研修修了について

- (ア) 全ての科目を修了した方には、研修最終日に修了証書を交付します。証記載の氏名に常用外漢字が含まれる場合も、修了証書では常用漢字に置き換えて印字しますが、登録番号および生年月日等で本人確認を行いますので、更新手続き等に問題はありません。
- (イ) 法定研修は決められた時間の受講が必要です。一部科目でも欠席・早退・遅刻等や、研修中に接続が途切れた場合は修了を認められない場合があります。
- (ウ) 研修の全科目に出席されても、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことがあります。
- (エ) 修了証書の再交付はできませんので、大切に保管してください。なお、〔主任〕介護支援専門員研修の修了証書では証の更新手続きはできません。

⑤ キャンセルについて

申込みのキャンセル、または受講決定後に受講を辞退される場合は、必ず事務局まで連絡してください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

⑥ 受講地について

原則、介護支援専門員としての登録を行っている都道府県で受講することになっていますが、京都府で受講することが困難な理由がある場合等、特別な事情があるときは、早急に京都府健康福祉部高齢者支援課(TEL:075-414-4578)へ問い合わせ・相談してください。

⑦ その他

- (ア) 虚偽による申込みをされた場合、受講は認められません。虚偽の事実が判明した場合、研修開始後であっても、受講の継続を認めません。また介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となります。
- (イ) 受講決定通知書(受講票)でお知らせした内容以外の連絡事項(受講にあたっての追加連絡、災害等の緊急時の連絡等)がある場合は、当会ホームページの「お知らせ」に掲載します。

(10) 研修に関する問い合わせや連絡について

原則、メールかFAXで問い合わせをしてください。問い合わせの際は、「研修名」「氏名」「証の登録番号」「有効期間満了日」を記載してください。電話で問い合わせをしていただいても回答ができない場合があります。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 事務局 [業務時間]平日 9:30～17:30

① **研修当日以外**の問い合わせや受講に関するご相談、キャンセル連絡等

E-Mail: cm7504@kyotocm.jp もしくは FAX: 075-254-3971

② **研修当日**の遅刻・欠席等の【緊急連絡】

TEL: 075-741-7504(研修窓口)

※業務時間外は電話が繋がりませんので、留守番電話に「氏名」「受講番号」と用件を録音してください。
なお、通常の問い合わせの場合は、折り返しの電話はしませんのでご了承ください。

【法定研修におけるオンライン研修（Zoom）について】

- パソコンをご準備ください。
※タブレット端末、スマートフォンは不可
- パソコンは一人一台でご参加ください。
※複数人一台での参加は認められません。
- インターネットに安定して接続できる環境で受講してください。（有線接続を推奨）
※研修中に接続が途切れた場合、研修の修了を認められない場合があります。
※通信料は自己負担となります。データ通信量に上限のある契約をされている方は
ご注意ください。
- カメラ・マイク・スピーカーが使えることを事前にご確認ください。
※映像にて受講者の在席確認を行います。
※グループワークや発表を行うためにマイクが必要です。
- Zoom アプリをインストールし、事前にご自身で接続テストを行ってください。
<https://zoom.us/test> より接続テストができます。
- 法定研修に集中できる環境（グループワーク等で他者の声が入ったりしない静かな環境）で受講できるよう周囲の環境を整えてください。
- 研修の資料等をダウンロードして事前印刷できる環境が必要です。
- Zoom のチャット機能を使用して、受講者同士で資料の共有をすることがあります。
その場合、事前に資料をデータ化していただく必要があります。
- 受講者の環境起因による接続トラブルについては、一切の責任を負いません。
- パソコンの設定や操作方法、ネット接続等に関するご質問はお受けできません。

令和4年度京都府〔主任〕介護支援専門員研修 日程

- ・修了には、前期 5 日間と中期 3 日間および後期 4 日間の、計 12 日間の受講が必要です。
- ・募集の結果、受講予定者数を大幅に下回る場合は、一部コースを開催しないことがあります。

◆講義・演習研修(各コース 12 日間)

コース	定員	日 程		時 間	受講方法
夏季	60 名	前期	令和 4 年 6 月 22 日(水)	10:00 ～ 16:20	Zoom 等による オンライン研修
			令和 4 年 6 月 30 日(木)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 7 月 6 日(水)	10:00 ～ 16:00	
			令和 4 年 7 月 13 日(水)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 7 月 22 日(金)	10:00 ～ 17:00	
		中期	令和 4 年 8 月 13 日(土)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 8 月 20 日(土)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 8 月 21 日(日)	10:00 ～ 17:00	
		後期	令和 4 年 8 月 31 日(水)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 9 月 1 日(木)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 9 月 14 日(水)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 9 月 15 日(木)	10:00 ～ 17:20	
冬季	60 名	前期	令和 4 年 11 月 16 日(水)	10:00 ～ 16:20	Zoom 等による オンライン研修
			令和 4 年 11 月 25 日(金)	10:00 ～ 16:00	
			令和 4 年 12 月 1 日(木)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 12 月 9 日(金)	10:00 ～ 17:00	
			令和 4 年 12 月 14 日(水)	10:00 ～ 17:00	
		中期	令和 5 年 1 月 7 日(土)	10:00 ～ 17:00	
			令和 5 年 1 月 21 日(土)	10:00 ～ 17:00	
			令和 5 年 1 月 22 日(日)	10:00 ～ 17:00	
		後期	令和 5 年 2 月 1 日(水)	10:00 ～ 17:00	
			令和 5 年 2 月 2 日(木)	10:00 ～ 17:00	
			令和 5 年 2 月 17 日(金)	10:00 ～ 17:00	
			令和 5 年 2 月 18 日(土)	10:00 ～ 17:20	

主任介護支援専門員研修 FAQ

Q1. 「専任」「兼任」とは？

⇒下記表の常勤かつ①専従のことを「専任」、常勤かつ②兼務のことを「兼任」といいます。

<p>常勤 ※必須</p>	<p>勤務先の法人での労働形態が「常勤」とされている方。 ※就業規則において示されている常勤の就業時間を満たしている場合でも、労働形態が「非常勤」の場合は含まれません。 ※就業規則は法人により異なるため勤務先に確認をしてください。</p>
<p>①専従</p>	<p>指定権者に届出をしている「勤務形態一覧表」に、<u>介護支援専門員として常勤換算(1.0人)</u>で届けている方。※不明な場合は、ご自身で法人に確認してください。 ◎同一法人の複数の事業所で勤務している場合 ⇒各事業所の「勤務形態一覧表」では常勤換算(1.0人)になりませんが、法人で規定する常勤の勤務時間数すべてを介護支援専門員として従事している場合は、「専従」とみなされます。 ◎居宅介護支援事業所の場合 ⇒管理者と介護支援専門員の兼務の場合のみ「専従」とみなされます。 ◎地域包括支援センターの場合 ⇒常勤・専従で予防給付のケアマネジメント(介護予防支援)と総合事業の介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の両方を担当している介護支援専門員は「専従」とみなされます。 ⇒常勤・専従の介護支援専門員で認知症初期集中支援チーム員として登録している場合も令和4年度の研修申込から「専従」とみなされることとなりました。</p>
<p>②兼務</p>	<p>他の業務と介護支援専門員の業務を兼ねている方。 ⇒地域包括支援センターで保健師または看護師、社会福祉士等として届出されていた期間にケアマネジメント業務を担当されていた場合は「兼務」とみなされます。</p>

Q2. (4)受講対象者⑥、区分②の「ケアマネジメントリーダー養成研修」とは？

⇒「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づき、平成15年から平成17年にのみ開催し、修了証を発行した研修です。

Q3. (4)受講対象者⑥、区分④「介護支援専門員を対象とする研修の講師・演習指導者」とは？

⇒京都府または市町村が主催する研修に限ります。主催者が発行した講師・演習指導者への依頼書に準じる書類が必要です。

※なお、当会が実施した介護支援専門員の法定研修の講師・演習指導を担当した場合に限り、書類の提出は不要です。受講申込書の備考欄に「平成〇〇年〇〇研修講師(演習指導)」と記入してください。

Q4. 以前の職場の証明書も必要か？

⇒現在の勤務先事業所が証明する実務経験で5年(60ヶ月)に満たない場合は、必要な実務経験を満たす事業所の証明書が必要です。

Q5. 開催要綱の「(4)受講対象者①利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる方」とは？

⇒提出書類の計画書(ケアプラン)の写しの内容が、『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』等の一部改正について(平成18年3月31日付け老振発第0331008号 厚生労働省老健局振興課長通知)」に沿っていることを基準に判断しています。ついては、必須項目の記入漏れ等がないか、提出前に「京都式」ケアプラン点検ガイドラインを基に点検した点検表の添付が必要です。

実務経験証明書

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 会長

法人名

所在地

代表者職名

代表者印

代表者氏名

(作成者)職名

氏名

(作成者に連絡がとれる電話番号;)

(1)氏名		(2)生年月日	昭和 平成	年	月	日	
(3)現在の氏名	※(1)氏名(勤務当時)と異なっている場合に記入してください。						
(4)証明期間 ※1ヶ月未満は切り捨てて記入してください							
事業所名	種別番号	常勤の介護支援専門員として ケアマネジメント業務に 従事した期間 (非常勤期間は除く)	延べ 月数	内訳			
				専従	兼務 (居宅 管理者)	兼務 (その他)	算定外 期間
		年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
		年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
		年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
		年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
a. <受講区分>①②③に該当する方の実務経験算定可能月数計				ヶ月	ヶ月		
b. <受講区分>④に該当する方の実務経験算定可能月数計				ヶ月	ヶ月	ヶ月	
a. またはb. の合計			ヶ月	※研修受講には実務経験60ヶ月以上必要 ※<受講区分>②のみ、36ヶ月以上必要			
(5)証明日	上記のとおり、当法人における介護支援専門員としての実務経験を証明します。 ※現在所属している法人が証明する場合は、(4)証明期間の最終日と(5)証明日を同日にしてください。 年 月 日 ※令和4年4月1日以降の証明に限る						

※虚偽の証明をされた場合、受講は認められません。虚偽の事実が判明した場合、研修開始後であっても、受講の継続を認めません。また介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となります。

※以下の【記入方法】【証明期間記入例】を確認のうえ作成してください。

【記入方法】

■ 証明者について

- ▶ 主任介護支援専門員研修の実務経験証明書は、法人代表者の証明が必須です。証明印は「代表者印」を押印してください。法人印のみでは証明となりません。
代表者印がない場合は、法人印と「代表者名の個人印」を合わせて押印してください。

■ (4)証明期間について

- ▶ 「常勤の介護支援専門員としてケアマネジメント業務に従事した期間」に、非常勤の期間は含まないでください。同一事業所での勤務期間に常勤・非常勤が含まれる場合は、行を分けて記入してください。

- ▶ 法定研修におけるケアマネジメント業務とは、介護支援専門員としてアセスメントからモニタリング・評価までの一連のことをいいます。要介護(支援)認定のための認定調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事しているような場合は、証明書の実務経験に含めないでください。
- ▶ 専従・兼務の違いについてはFAQを参照してください。
- ▶ 開催要綱 (4)受講対象者⑥のうち、実務経験として認められる期間について
 - ・**区分①、区分②、区分③に該当する方**：専従、兼務(居宅管理者)を算定期間に含まます。
兼務(その他)は算定期間に含まません。
 - ・**区分④に該当する方**：専従、兼務(居宅管理者)、兼務(その他)を算定期間に含まます。

■ (5)証明日について

- ▶ 「常勤の介護支援専門員としてケアマネジメント業務に従事した期間」の最終日が、証明日より後にならないように注意してください。また、証明日や証明期間を未来の日付(見込み)で作成しないでください。
- ▶ **現在も継続して就業中の場合は、「介護支援専門員として業務に従事した期間」の終了日と証明日を同じ日付で記入してください。**

■ 事業所の種別番号は次の1～7から1つ選択してください。

1. 居宅介護支援事業所
2. 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
3. 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
4. 介護保険施設
5. 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
6. 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
7. 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

【証明期間記入例】

種別番号とは、上記に記載の1～7のうち、該当する番号を記入してください。

兼務(その他)とは、
・地域包括支援センターで保健師または看護師、社会福祉士等として市町村に届出されていた期間
・施設等勤務で他業務との兼務をしていた期間

算定外期間とは、
・休職期間(病休・産休・育休等)
・ケアマネジメント業務以外に従事していた期間

事業所名	種別番号	介護支援専門員として常勤で勤務した期間(非常勤期間は除く)	延べ月数	内訳			算定外期間
				専従	兼務(居宅管理者)	兼務(その他)	
〇〇居宅介護支援事業所	1	平成23年4月15日～平成25年5月8日	24ヶ月	20ヶ月	4ヶ月	0ヶ月	0ヶ月
〇〇居宅介護支援事業所	1	平成25年5月9日～平成26年1月31日	8ヶ月	0ヶ月	0ヶ月	0ヶ月	8ヶ月
地域包括支援センター〇〇	7	平成26年2月1日～平成28年3月31日	26ヶ月	0ヶ月	0ヶ月	26ヶ月	0ヶ月
〇〇居宅介護支援事業所	1	平成31年4月1日～(令和4年4月16日)	36ヶ月	0ヶ月	36ヶ月	0ヶ月	0ヶ月
a. <受講区分>①②③に該当する方の実務経験算定可能月数計				20ヶ月	40ヶ月		
b. <受講区分>④に該当する方の実務経験算定可能月数計							
a. またはb. の合計				60ヶ月			

常勤勤務期間 24ヶ月のうち、専従 20ヶ月、管理者兼務 4ヶ月の場合

休職や非常勤等、算定外となる期間は別行に分けて記入

兼務(その他)は、a.の場合、実務経験に算定できません。

証明日の時点で介護支援専門員の実務に就いている(現任である)ことがわかるよう、**証明期間の最終日と証明日を同一**にしてください。

証明日が【令和4年4月1日以降】の証明のみが有効です。

証明する対象者(受講者)が<受講区分>のa. b. どちらに該当するかは、本人に確認してください。

令和4年4月16日

※現在所属している法人が証明する場合は、(4)証明期間の最終日と(5)証明日を同一にしてください。

※研修受講には実務経験60ヶ月以上必要
※<受講区分>②のみ、36ヶ月以上必要

※専従、兼務(居宅管理者)のみの実務経験を証明します。

居宅介護支援事業所の管理者要件について

平成 30 年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることとされ、令和 3 年 3 月末までの経過措置が設けられました。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会で行われた居宅介護支援事業所の人材確保の状況に関する審議の結果を受け、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

改正省令の趣旨及び内容は、次のとおりですので、「〔主任〕介護支援専門員研修」や「〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修」の受講など、必要な対応についてご留意ください。

【改正の趣旨】

事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため所要の改正を行うもの。

【改正の内容】

1 管理者要件（改正省令第 1 条）

令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を 1 年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断によりこの猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居 等

- ② 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予（改正省令第 2 条）

令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予する。

【施行期日】

改正省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

（参考：厚生労働省 HP）<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200608R0030.pdf>